

令和 元 年 1 1 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開 会 令和元年11月8日 午後2時00分
閉 会 令和元年11月8日 午後3時30分

2 出席委員等

橋本 教育長 上原 委員 安藤 委員
千 委員 小畑 委員 安岡 委員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

前川 教育次長 山本 教育監
西村 管理部長 山口 指導部長
大路 総務企画課長 栗山 学校教育課長
安田 特別支援教育課長 吉村 高校教育課長
米澤 総括指導主事 下村 総務企画課副課長
片又 総務企画課副課長 岡 総務企画課副主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

ア 10月分1回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

- ・第47号議案 令和元年9月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【大路総務企画課長の報告】

- 令和元年9月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について、知事から意見を求められた教育委員会関係議案について説明する。

平成28年の熊本地震以来の非常災害に指定された台風第19号の被害発生を受けて、本府では、福島県をはじめとする被災地への職員派遣や救援物資の提供など、被災県等の要請を踏まえた切れ目のない支援を行うために、当面必要となる予算を編成することとなった。教育委員会が関係している予算内容は、家屋被害認定調査等支援と被災地復興支援ということで、被災児童・生徒の心のケアのためのスクールカウンセラーや養護教諭等の派遣や、文化財の被害状況調査等のための技術職員派遣などである。

今のところ、福島県からの派遣要請はないが、いつでも要請に応じられるよう予め用意するものである。

なお、京都府全体が、福島県のカウンターパートとなっており、福島からの求めに応じて対応するものである。

知事部局でも、すでにDMAT、災害派遣医療チームや、被害状況を把握するための先遣隊を派遣している。また、現地での罹災証明発行業務を知事部局が中心となって支援しており、教育委員会からも既に2名を派遣している。その他にも要請があったときに対応するための予算である。

イ 請願・陳情等の受理状況について

- (ア) 向日が丘支援学校の改築とともに寄宿舎の充実・発展を求める要請署名について

【安田特別支援教育課長の報告】

- この要請署名は10月23日に「向日が丘支援学校の改築を考えるつどい」から

提出されたもので、署名数は4,022筆である。昨年度も同じ内容の署名が提出されており、署名数合計は17,161筆となる。

要請事項は3項目あり、一つ目は、向日が丘支援学校の校舎改築への早期着工及び着工にあたっては府民の声を聞くこと。二つ目は、当校の寄宿舎を無くすことなく、充実・発展させること。三つ目は、障害者権利条約が生きる地域づくりを進めることである。

向日が丘支援学校の校舎改築については、現在、改築基本構想を検討しており、前回の教育委員会で中間案を報告した。基本構想の検討にあたっては、昨年度、改築基本構想検討会議を設置し、地元の教育福祉分野の関係者・保護者代表に出席していただき、意見を伺ったところである。教職員や保護者の意見については、それぞれ学校で改築基本構想検討についてのアンケートを取って、検討会議の場で報告している。

更に、今後の設計業務を進めるに当たっては、井手地区の新設特別支援学校と同様に教職員や保護者から意見を伺いたいと考えている。

また、寄宿舎については、これまで児童生徒の発達や自立等に向けて寄宿舎が果たしてきた役割を踏まえて、全ての児童生徒を対象とする教育活動として、集団で宿泊が出来る生活体験型の生活実習室及び高等部の生徒を対象とする一人暮らし体験型の生活実習室を整備するほか、長岡京市で計画されている共生型福祉施設構想によるグループホームや短期入所施設等とも連携協力していきたいと考えている。

【質疑応答】

○ 上原委員

現在寄宿舎には何人の児童生徒がいるのか。また、定員は何名か。

○ 安田特別支援教育課長

定員は32名のところ、現在19人が寄宿舎にいる。

○ 上原委員

今後寄宿舎に入る生徒の見込みはあるのか。

○ 安田特別支援教育課長

毎年、必要な生徒については、学校で保護者の希望を調整して入舎している。本来の寄宿舎の目的である遠方の通学支援として入舎している生徒はいない。

○ 上原委員

通学に不自由な子には必要だと思うが、ある程度ニーズとの兼ね合いの中で考えていくべきだと思う。限られた予算の中で、いかに有効に活用するのかということで、まずは改築に一生懸命になることが大事だと思う

○ 安藤委員

向日が丘支援学校の老朽化した施設を見たが、現在不自由なことはあるのか。

○ 安田特別支援教育課長

現在、老朽化して不便だということは無いが、プールにしても体育館にしても小さく、そのなかで教育活動をしているため、教職員は改築に期待している。

○ 千委員

学校として、寄宿舎で集団生活をおくってもらうことをしたいのか、家で生活をして通学してほしいのか、どのような方向性で進むのか考えなければいけないと思う。そうしなければ中途半端になりかねない。

○ 安田特別支援教育課長

教育課程外である寄宿舎での集団生活は今までもあったが、現在、検討を進めている改築基本構想の中では、全ての児童生徒を対象とする教育活動として、教育課程の中で生活実習室を活用し、宿泊学習を体験させることとしている。乙訓管内は狭く、校区全域から通学できるので、通学を基本とする教育を進めたいと思っている。なお、保護者が緊急入院した場合などの対応は、福祉の方で担っていただきたいと考えている。

ウ 京都府教育振興プラン改訂に係る検討会議の設置について

【大路総務企画課長の報告】

- 平成23年に策定した「京都府教育振興プラン」の改定については、今年に入り本教育委員会でも、大まかなスケジュール等について説明してきたところである。今年度に、後ほど紹介する外部有識者に議論を始めていただき、来年度に中間案、パブリックコメント、そして最終案という形でまとめていき、教育委員会で議決をいただきたい。

この間、教育庁内に総括指導主事等で構成するプロジェクトチームを設置し、現行プランにおける成果や課題などの現状について、改めて意見交換を行ってきた。

また、8月の市町教育委員会教育長との懇談会や、1週間前の市町教育委員会研修会でも、新プランをテーマに、意見交換をしていただき、今後のプラン改定の参考とさせていただいたところである。

この度、検討会議を設置したので、その概要を報告させていただく。検討会議では、これまで実施してきた施策の成果と課題や、主要な施策の将来を見据えた方向性などについて、外部有識者の皆様から意見をいただきたいと考えている。

この外部有識者について説明する。

佐藤委員は、元公立小学校の教諭であり、ICT分野で文科省の委員も歴任されている。中山委員は、就学前教育、幼児教育、非認知能力等に造詣の深い方で、「学力テストで測れない非認知能力が子どもを伸ばす」という有名な著書がある。原委員は、前プランにも関わっていただいております。毎年「教育委員会の事務の点検・評価」において、外部評価もしていただいている。教育社会学専門で佛教大学の副学長をされている方である。昨年の市町教育委員会研修会では、「新たな不登校の展開」を演題に講演していただいた。村田委員は、京都大学学生総合支援センターの准教授であり、障害のある学生の支援や発達障害等の分野が専門で、全国高等教育障害学生支援協議会理事もされている。岸本委員は、宇治市の教育長で、京都府市町村教育委員会連合会教育長部会代表でもある。義務教育・社会教育で幅広い観点から意見をいただきたい。大野委員は、府立高等学校PTA連合会会長で、現役の保護者である。保護者の立場から忌憚のない意見をいただきたい。最後に、青山委員は、島津製作所人事部長で、府産業教育審議会委員である。今年3月に京都府と島津製作所は連携協定を締結しており、府教委が実施する「京都科学グランプリ2019」では、島津製作所の協力で実験競技を大幅に充実できたところである。

第1回の検討会議については、年明け1月22日（水）に開催予定で、令和2年12月までの間に5回程度会議を開催予定である。検討会議の開催状況や改定案については、今後、定期的に教育委員会に報告し、意見をいただきたいと考えている。

- エ 京都府立の中学校における教科用図書の採択について
- オ 府立高等学校教科用図書の採択について
- カ 府立特別支援学校教科用図書の採択について

【栗山学校教育課長の報告】

- 京都府立の中学校における教科用図書の採択について報告する。

通常、教科書は採択後4年間使用することとなっており、中学校においては、平成28年度から本年度までの4年間、同一の教科書を使用する期間となっている。

今回、新たに採択する教科書は、来年度の令和2年度から使用することになるが、中学校については、令和3年度から新学習指導要領が実施されるため、令和3年度から全面的に新しい教科書になる。結果的に、今回採択する教科書は、令和2年度から実質1年間のみ使用となる。このため、これまで使っていた教科書と基本的にすべて同じ教科書になるという新規性のない内容になっている。

なお、この採択については、高等学校の教育課程との連携に注意するなど、中高一貫教育の狙いを十分踏まえることという京都府教科用図書選定審議会における答申を踏まえて、各学校から教科書が推薦されたものである。具体的には各附属中学校の各教科において使う教科書一覧のとおりであり、これまでと同じ教科書になっている。資料4ページ以降は、各中学校の教科書ごとに採択理由についてまとめている。中学校については以上である。

【吉村高校教育課長の報告】

- 高等学校で使用する教科書については、毎年度採択することとなっている。

来年度使用の教科書の採択については、文部科学省検定教科書の目録に記載されている教科書から選定することが基本になっている。平成29年度から令和2年度の入学生については、現行の平成21年度の文部科学省学習指導要領に基づいて編集されたもので、これを「第1部」と呼び、この中から選定することになる。ただし、科目の一部において検定済み教科書が新しく発行されていないものもあり、その場合には、平成11年度の旧学習指導要領に基づいて作られたもので、これは「第2部」、さらにそれ以前のを「第3部」と呼んでいるが、そこから選定しなければならない場合もある。これは農業などごく一部のものに限られている。

次に、採択の手続きについて説明する。まず、府教育委員会から高等学校長へ推薦等についての通知を行うとともに、学校向けに5月に説明会を開催し、教科書目録を各学校に送付する。それとは別に、各出版社からは各校に1種類1冊見本本が送付される。更に、6月に総合教育センターあるいは各教育局等で教科書展示会が行われる。また、文部科学省HPに教科書編集趣意書も掲載

される。各校はこういったものを調査研究しながら、それぞれの学校教育目標に応じたものを選定することとなる。高等学校には各学科があり、学科の中でもコース分けがあるので、それぞれの学科・コースの教育目標に応じたものを選ぶことになる。それを教育委員会へ推薦し、教育委員会で審査し、採択を行うことになる。内容によっては、変更を依頼することもあるが、ほとんどない。

続いて、府立高等学校教科書採択に関する基本方針及び留意事項について、特に、公正確保について、毎年、説明会において重点的に説明を行っている。以前他府県で、検定中の教科書を閲覧した教員に、業者から謝礼が支払われたというようなこともあったので、疑念の目が向けられることのないよう公正を期すように注意を徹底している。

令和2年度に使用する教科書を一覧にまとめているが、出版社別にも採択件数を示している。同じ学校でも2年生と3年生で同じ教科書を使うということがあるが、この場合は2件と数えている。第1部の教科書が2,919件で、全体の99.8%であり、ほぼ例年と変わらない。最終ページに旧学習指導要領、あるいは、それ以前の学習指導要領に基づく第2部、第3部の教科書を掲載しているが、これはいずれも農業のごく一部の科目で使用するものである。

【安田特別支援教育課長の報告】

- 特別支援学校についても毎年採択している。府立特別支援学校では、文部科学省の検定済みの教科書、文部科学省が著作・編集する教科書、書店で販売されている一般図書など3種類の教科書が使用されている。障害の程度が軽度である児童生徒は、検定済みの教科書や学年用の教科書を使用し、障害の程度が重度の場合、文部科学省において著作・編集された特別支援学校用教科書を使用する。教科書の表紙に星印があり、星印の数が難易度を表しており、星印が多いほど難易度が高くなる。それらの教科書の使用が、さらに適当でない場合は、児童生徒の状況に合わせて、教科書以外の一般図書、絵本などを使用する。令和2年度の採択の状況については表のとおりで、一般図書については、京都府教育委員会が教科用図書選定審議会の答申をもとに、選定のための資料を作成し、各校ではその資料を参考に図書を選定しているところである。

【質疑応答】（エからオまで一括）

- 上原委員
大学入学共通テストへの英語民間試験導入の延期について、文科省から突然の発表があったが、高校の英語教科書の選定には影響があるのか。
- 吉村高校教育課長
教科書選定については、英語民間試験が導入されることを理由に採択はされていない。
- 上原委員
文科省からの突然の延期の発表だけで、どのような試験になるのかも発表されていないので、高校生に不安を与えると思う。学校でもその辺をしっかりと対応してほしい。
- 吉村高校教育課長
今回の延期の決定を受けて、大学も正式な通知がなく困っていると聞いている。大学入学共通テストへの英語民間試験の活用は延期になったが、すべての

大学で英語民間試験を活用しなくなったわけではないので、生徒が英語民間試験はいらないと勘違いしないように、学校でも注意して指導するよう伝えている。

影響があるとしたら、問題集のような副教材の選び方に若干影響があるかもしれないが、そのあたりも今後の大学の発表を待ってという動きになる。

○ 小畑委員

中学校と高校で教科書採択のサイクルが違うのはなぜか。高校では京都すばる高校のように情報などの教科は日進月歩になるので、短いスパンで変えていくのがいいように思うが、中学はどういう考えで今のサイクルになっているのか。

○ 吉村高校教育課長

高校の場合、年度によってコース編成を変えたり、講座の編成を変えたりするので、それに応じて教科書を選べるようにしておく必要があるのかと思う。

○ 小畑委員

そのほうが変化に対応できる。むしろ中学で4年も変わらないのがほんとにいいのかな。

○ 栗山学校教育課長

法律上、義務教育に関しては教科書の検定サイクルが4年になっているので、それに合わせている。

若干推察が入るが、この仕組み自体古いので、そもそも学習指導要領の改訂自体10年に1回がどうなのかといわれているので、今後、4年の検定サイクルも見直す余地はあると思う。

○ 安岡委員

令和3年から新学習指導要領に変わるということだが、教科用図書の採択スケジュールはどのようになるのか。

○ 栗山学校教育課長

これから新しい検定済み教科書が出てきて、来年度早々から採択サイクルに入るので、非常に慌ただしくなる。今回の新しい学習指導要領は全体に通常より1年前倒しで改訂しており、サイクルが1年はみ出しているので、結果としてかなり慌ただしくなると思う。

○ 安藤委員

資料とか副教材などは学校が自由に選べるのか

○ 栗山学校教育課長

基本的には、教育委員会は政治的中立性の観点があるので、義務教育であれば、教育委員会の関与はあるが、法的にこういうものでなければならないというものはない。様々な副教材があって、適切なものが選択される仕組みになっているので、小中学校でも各市町でかなり多様な副教材が選択されていると思われる。教科になる前の道徳であるとか、現在の小学校の英語の教材とかは、ほとんど文科省が作る副教材が使われているが、それ以外は独自の副教材を使っている。

○ 小畑委員

先日の京都すばる高校でのスクールミーティングでは、プログラミング、デジタル技術や、フィールドスタディの中で問題解決をするなど、面白い授業をしていたが、これは、どのようなジャンルの教科書を使っているのか、或いは

教科書はないのか。

○ 前川教育次長

京都すばる高校の情報科のようなところは、専門的な内容なので、一般の情報科目と別に専門教科情報という教科書がある。更に発展的なことや、時代の流れに即して新しいことをする場合など、教科書がない時は、学校で教材を作成している。先ほども話題に出た教科書と副教材については、教科書採択は教育委員会の承認事項であるが、副教材とか学校独自で教材を作成して使っている場合は、例えば届け出といった若干の違いがある。京都すばる高校で視察した授業は、おそらく自主教材が入っていたのではないかと思う。

○ 小畑委員

ここに書いてある教科書以外にも教科書があるということか

○ 前川教育次長

教科書と同等として扱う。

○ 小畑委員

商業高校とか工業高校とか、もっと専門的な教科書があって、同じような審議があって採択されるということか。

○ 前川教育次長

例えば、農業という科目があるわけではなく、農業土木とか栽培というような教科書がある。農業のなかでメジャーな分野の教科書は、いろいろな学校で採択されるので、教科書会社も作成するが、本当に限られた分野になると、複数の会社でそれを作成しても、採択が全くないと採算が合わない事態になる。そういう分野は、教科書がないこともあり、その場合、文部科学省が出していることもあり得る。

○ 橋本教育長

小中はこれからのことになるが、プログラミング教育などは、いろいろな教科の中に要素として盛り込まれているので、算数でも、中学の技術でも、少なからず織り込まれているという位置づけになる。

○ 千委員

高校の教科用図書一覧の右欄は採択校の数なのか

○ 吉村高校教育課長

校数ではない。同じ高校で例えば1年生と2年生で同じ教科書を2年間使用した場合、2件とカウントしている。

○ 千委員

0の数字がないが、採択されない教科書はないのか。

○ 吉村高校教育課長

もちろんある。

○ 千委員

それらは淘汰されずに毎年出してくるのか。

○ 吉村高校教育課長

全国で採択されるので、京都が0件でも他府県で採択されることもある。

○ 千委員

その少ないところが、勧告等されるわけでもなく、毎年同数出てくるのもどうかと思う。全国的にみて、要らない教科書、というのが出てくる可能性もあると思う。

キ 京都府子ども読書活動推進計画（第四次推進計画）中間案について

【栗山学校教育課長の報告】

- 京都府子ども読書活動推進計画の中間案について報告する。

本計画は平成16年に第一次計画を策定した。現在の第三次計画の計画期間が令和元年度末に終了するので、これまでの成果と課題を踏まえ、今後5年間で必要な施策を盛り込んだ「第四次推進計画」の策定を進めている。改訂のポイントは、家庭・学校・地域・社会に分けて内容を構成している。

まず、家庭における読書活動の推進について、今回重点を置きたい項目は、子どもが積極的に読書に取り組むために、読み聞かせ・子どもと一緒に本を読む「家読（うちどく）」の推進、あるいは、推薦図書の紹介、読み聞かせ、ブックトーク、ブックスタート等の充実を進めていきたいと考える。ブックスタートと言うのは、0歳児検診の時に絵本をあげることによって、読書習慣がない家庭でも、絵本を読んでもらえるような習慣を身につけるよう行政が取り組みをしており、徐々に広がりを見せていると承知している。

次に、学校等における読書活動の推進についてである。平日の子どもの読書時間が全国平均よりも少し少ないことから、「読書通帳」という、読んだ本の記録が通帳のように残せるものの発行や、「本の福袋」という、司書が選んだお勧めの本を袋に入れて貸し出すなど、特色のある魅力ある学校図書館づくりを進め、来館児童生徒数の増加を図るとともに、リーディングスキルテストという、読解においてつまづくポイントを見つけるようなテストを活用した研究指定校事業を行い、読解力向上のための授業モデルを構築する中で、学校図書館の活用についても取り組みながら、授業モデルの普及に努めていきたいと考えている。

現在の学校図書館については、かなり本が古くなっているため、図書の廃棄と更新を進めるために、府教委も学校図書館の視察を行い、計画的な図書の更新や図書館の工夫したレイアウトなど先進的な実践例を集めて発信していくなどに取り組んでいきたいと考えている。

また、学校の図書館運営を支援するために、府ホームページで学校図書館運営チェックリストや各種資料の情報発信を充実させていきたいと考えている。

更に、学校司書の配置を進めるために、現在配置が出来ていない市町村へ働きかけるとともに、学校司書の資質向上のために何か出来ることはないかを検討していきたい。

三つ目は、地域社会における読書活動の推進についてである。学校の読書活動を支援するために、「京都府図書館総合目録ネットワーク」(K-Libnet)を活用した取組の推進を図る。具体的には、学校ニーズを踏まえた学校支援セット貸出の選書と利用促進、参加大学との連携による身近な図書館での専門書の閲覧ができるよう進めていきたい。

また、子どもが読書に親しむ機会を充実させるために、子どもの居場所づくりや子ども食堂事業等を行う団体及び府認定のフリースクール等への図書の貸出の仕組みを設けており、この利用の促進を考えている。

最後に、効果的な読書活動の推進については、「子ども読書の日」のお勧め本の展示やお話し会の取組等の普及に努めるとともに、府子どもの読書活動推進会議による情報交流をしっかりと行い、学校のみならず、図書館・ボランティア団体等との更なる連携強化を図りたい。

今後の予定としては、12月議会において中間案を報告し、1月にパブリックコメントを実施、その結果を踏まえて、2月議会で最終案を報告し、教育委員会においても報告する。その上で、3月の教育委員会での議決により、第四次推進計画を策定する。

【質疑応答】

○ 上原委員

「お子さんは家で読書をしていますか」という質問に対し、5歳のとき75%が「している」と答えているが、5歳児の保護者に対する「家庭で読書をしていますか」という質問では29%となっている。これは保護者が子どもに絵本を読み聞かせるのは、保護者自身の読書とカウントしていないのか。

○ 栗山学校教育課長

保護者自身が、普段、読書をしていますかという項目なので、読み聞かせは含まれていない。

○ 上原委員

5歳の時に75%いるのに、小2、小4と段々下がっている。絵本を読み聞かせてもらっている5歳の時は75%と高く、小学校に入って、自分で読まなくてはいけなくなって、段々下がっていくのには何か理由があるのではないか。想像であるが、小学校に入って無理やり本を読まされるので楽しくなくなるのではないか。

○ 栗山学校教育課長

原因を掴めるようなデータはないが、読書活動は、学年が上がるほど低調になるという明確な傾向がある。段々と他にやることが増えるのもあるかもしれないが、読書がおもしろいという感覚をわかってもらえるような取組を、出来るだけしていくことが大切である。例えば、中学校などでは、なかなか自然体で読むことが期待できない中、授業などで図書館を活用し、そこで本を読むことがあれば、だいぶ違うのではないか。機会を捉えて、読書の喜びをわかってもらえる取組を、学校教育内外で充実させていくことが大切であると思う。

○ 上原委員

アニメは読書ではないのか。

○ 栗山学校教育課長

アニメは読書としていない。

○ 橋本教育長

小学校6年生で中学受験する場合などは、塾と受験勉強で余裕がなく、あるいは中学生で運動部活動していると他には何も時間がない状況なので、そういう事が影響しているのかと思う。

○ 安藤委員

学校によっては、教室と図書室が離れているとか、図書館司書が週2程度しか来ないので、保護者のボランティアで図書室を運営しているというところ

ろがほとんどだと思う。ボランティア自体もなかなか集まらず、奮闘しているところが多いので、図書館司書の配置を進めて欲しい。

また、昨日拝見した伊根町の図書館には、絵本が沢山あった。中学生だから難しい本を読むというのではなく、いろんな本を手取る機会がそこにあるといいと思う。伊根町のお子さんは非常に絵が上手だったが、いろんな絵本を読んでいたり、いろんな景色を目に焼き付けたりという部分で感覚的に染みついていくものだと思うので、そういう工夫が中学校であってほしいと思う。

それから、生まれたときから読書通帳があると、保護者もこれだけ本を読んだのだなと実感があるのではないかと思う。

○ 栗山学校教育課長

学校司書については、増えては来ているが十分な状況ではない。市町村で予算化をすれば地方財政措置される仕組みになっているので、司書の効果を市町村に認識してもらい、非常に効果があるということを理解してもらうことが大事であると思う。また、学校図書を更新や工夫が、来館数にも大きく左右することもあるので、その点もしっかり考えていきたい。教育活動全体のなかで読書活動は、なかなか日が当たらないときも多いが、着実に進めていくことが重要なことだと思っているので、取り組みを進めていきたい。

○ 橋本教育長

府内でも市町村によって差があり、団体の規模に関わりなく、司書も置き、新しい図書をどんどん購入されている市町村もある。

○ 安岡委員

スマホでも小説を読める時代であるが、手にとってものを見て感性を強めるのも必要である。保護者によってはその感覚が気薄な家庭もあると思うので、そのあたりを充実させてブックスタートをやらしてもらえると有り難いと思う。

何年からブックスタートを始めているのか。

○ 米澤総括指導主事

それぞれの市町村でブックスタートに取り組んでいるが、府内の早い市町村では5年以上前からスタートしている。社会教育課でも、先日、家庭教育支援の研修会があり、その中でブックスタートを紹介し、まだ取り組んでいない市町の方も参加されていたので、啓発を進めているところである。

○ 安岡委員

予算はどこからでるのか。

○ 米澤総括指導主事

NPOが中心になっているところが多いが、市町村で予算を組む形もある。

○ 千委員

文科省調査の一日の読書量が10分以上の児童生徒の割合という内容は、寂しい気がする。10分で読書と言えるのか。せめて30分、1時間とか。仕方ないのかもしれないが、無駄なアンケートという気がする。

それから、子どもと一緒に本を読む「家読」の推進ということだが、「家読」というのも悲しい言葉だと思う、別にこういう言葉を作らなくても分かることではないかと思う。

○ 栗山学校教育課長

10分というのは、多くは学校での朝読書がカウントされていると思う。これを30分や1時間にしてしまうと、全国的に極めて低いデータが出てくる可能性が高い。本当の意味の家でしている読書は、やはり非常に少ない状況にある。

「家読」については、保護者自身が家で読書が出来ていない。模倣となる保護者が30%程度しかいないところから端を発して、保護者に読書習慣がないと子どもに読む習慣が付きにくいだろうという問題意識から、あえて「家読」という言葉を作り出して活動していると思う。

○ 橋本教育長

「家読」について、最近のNHKの番組にもこういうのが多いが、ブームにして分かりやすくという反面、言葉を大切にするとき、こういう言い方が本当にいいのかと感じた。文科省も使っている言葉なのか。

○ 栗山学校教育課長

文科省でも出てくる言葉である。

○ 千委員

大元からそういう言葉が出てくるのはどうかと思う。

○ 橋本教育長

人によっても違うかも知れないが、個人的には好きではない。

○ 上原委員

制度上、学校の図書館はリサイクル本を買っていいのか。

○ 栗山学校教育課長

古本の購入自体は妨げられていない。

○ 上原委員

現実問題、限られた予算の中で、リサイクルのものをたくさん買ったらいいのではないか。入札を受けたものでない駄目とか、指定された本屋からしか購入できないとか、何か決まりはあるのか。

○ 栗山学校教育課長

特に決まりはない。

○ 上原委員

決まりはないが、現実はどうなのか。

○ 栗山学校教育課長

市町で本を買っており、どのようにしているかは把握出来ていない。

○ 上原委員

計画に加えてほしいというわけではないが、限られた予算の中で、リサイクル本を購入できれば、より多くの冊数を購入できると思う

○ 栗山学校教育課長

状況を把握してみたい。

○ 小畑委員

幼児のときは、親と一緒に本を読んで親しませるが、自立性が高くなると、自分から関心のある本を読んでもらうように、発達段階に応じた対策をしていかないと効果は出てこないのではないか。中学校に低年齢対象の絵本を置かないと本に親しめないのはどうなのかなと思う。

最近スマホやタブレットなどが普及しているので、図書館に行っても本を読むのに限らず、デジタル社会に適合した対策、すなわちメディアを選ばな

いことが必要だと思う。学校の先生が、お勧めの本を繰り返し言うのも必要だと思う。絵本も悪いわけではないし、源氏物語も漫画から入れればいいとも言うし、色々なことを対策のなかに折り込んでいくといいと思う。

○ 橋本教育長

高校では、司書が勧めるかたちもあるが、一人一人の先生が勧める本や過去に読んでよかった本を書いて展示するなどの活動をかなりやっている。

○ 小畑委員

授業の中で勧めるのがいいのではないかと思う。そのくらいアクティブに動いていかないと、成果が上がらないのではないかと思う。

(4) 議決事項

ア 第45号議案 教育職員免許に関する規則の一部改正について

【栗山学校教育課長の説明】

- 教育職員免許に関する規則の一部改正についてであるが、この度、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が、成年後見人制度を改善するため公布され、12月14日に施行されることとなった。

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力が不十分なため、法律上の意思決定が困難な方の財産等の権利を擁護する民法上の制度であるが、判断能力の程度に応じて、「後見」・「保佐」・「補助」の3つがある。

今回の制度改正は、成年後見人制度を利用する「成年被後見人」及び「被保佐人」の権利制限、すなわち、本来この仕組みは財産権を擁護する仕組みであるが、財産権のみならず、職に就けないなどの様々な権利制限が法律上行われていた。こういった制度の状況が、成年後見人制度の利用を躊躇させる要因の一つとなっているという社会的な指摘を踏まえ、今回の制度改正が行われたものである。

具体的には、「成年被後見人等」の人権が尊重され、「成年被後見人等」であることを理由に不当に差別されないよう、「成年被後見人等」を資格等から一律に排除する規定等を全面的に見直された。見直しが行われた制度の一つに教育職員免許制度がある。

教育職員免許法においては、これまで、「成年被後見人又は被保佐人」であることを理由に、免許状を授与しないとする規定が設けられていたが、今回の改正で、この規定が削除された。

この改正に伴い、京都府教育委員会規則である「教育職員免許に関する規則」を改正する必要があるため、今回議案として提出している。

具体的には、教育職員免許状に係る申請書の様式において、以下の項目に該当しない旨を宣誓する欄を設けているが、ここに、例えば禁錮以上の刑に処せられた者など様々な項目があり、以前は「成年被後見人又は被保佐人」という項目があったものを、今回の改正に応じて、規定を削除する必要があるというものである。令和元年12月14日から施行できればと考えている。

〔原案どおり可決〕

イ 第46号議案 令和2年度教職員人事異動方針について

【西村管理部長の説明】

- 令和2年度教職員人事異動を実施するにあたり、その基本方針を策定するため議案を提出する。

前文には、人事異動を行うにあたっての趣旨、目的を記載している。それぞれの学校で充実した教育を行い、児童生徒・保護者・府民の期待に応えるためには、校長が強いリーダーシップを発揮するとともに、教職員がその使命と職責を自覚し、自己研鑽に努めつつ、全力で取り組む必要があること、学校組織の充実と教職員の資質能力向上により、学校全体の教育力の向上を図る必要があるということを述べている。

昨年度との比較では、基本的には同じであるが、いよいよ来年度から新しい学習指導要領が小学校を皮切りに順次全面実施をされていく。それを踏まえての文言修正である。記書き以下については、昨年と変えていない。1では学校経営体制の充実、2では課題に適切に対応するための重点的な人事配置と府立学校の特色に応じた適材適所の配置、3では教職員に多様な経験を積ませ、資質能力向上を図る観点から異動を推進すること、その際、年齢構成に配慮すること、4では全府の見地から、地域間・学校種別間等の交流を推進すること、5では課題のある教職員には適切に対応することを記載しており、この5つを来年度の教職員人事異動に係る方針にしたいと考えている。審議の上、議決をお願いしたい。

次に、例年、人事異動方針を踏まえ、人事異動に必要な事項を人事異動実施要綱として、小・中・義務教育学校と府立学校に分けてそれぞれ定めている。基本的事項と管理職人事については、昨年度と一切変更がない。一般教職員人事では、新たに項目を追加した。年金支給開始年齢の段階的な引き上げに伴い、再任用の教職員が年々増加をしている。教員だけの数字になるが、今年度のフルタイムの再任用は、小学校で68人、中学校で58人、高校で179人、特別支援学校で37人の計342人となり、教員全体の3.8%を占めている。今後も再任用は増えると考えており、ベテランの豊富な経験や指導力を、教育の充実、あるいは後進の育成などに積極的に活用していくことが重要になると考える。一方、現在は、退職後も同じ学校に勤務していただくケースが多いが、そのことにより、退職前後に渡り長期に同一校に在籍することや、特定の学校に再任用の方が偏ってしまい、年齢バランスが悪くなるということも起こっている。

このようなことから、年金支給開始年齢の段階的な引き上げを踏まえ、定年退職後の再任用期間を見通した人事配置に努めるという事を加えている。

更に、今年1月25日の中教審答申において、これまでティームティーチングなど、指導方法工夫改善のために使われてきた加配定数について、教師一人一人の業務負担の軽減という観点からは、十分な効果が生じているとは言

えないと指摘された。また、現在、中教審において、小学校における教科担任制の導入について検討が進められていることを受け、文部科学省がチームティーチングに使われている加配定数を、働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に見直すという方針を打ち出している。この動きを踏まえて、小学校の専科指導の推進に配慮した人事配置に努めるという事を加えたところである。留意事項の人事異動内示日であるが、昨年度は、土日の関係で17日となっていたが、今回は通常通り発令日である4月1日の15日前としている。

府立学校の要綱についても、小・中・義務教育学校同様に、定年退職後の再任用期間を見通した人事配置について加えており、それ以外の変更は府立学校ではない。

【質疑応答】

- 橋本教育長
年金支給開始年齢は64歳か。
- 西村管理部長
今年度末・来年度末退職される方が64歳、再来年度退職者から65歳になる。
- 小畑委員
定年後の再任用は非常に大事な事だと思う。現役の先生たちが、モチベーションを保ちながら仕事をしていこうとすると、長続きする方が、元気に仕事をできる。現実には先生の数を埋め合わせるためにも、そういう方の力を借りるのも大事である。教育はベテランであればあるほど、教育効果は高いという話もあるので、キャリアを積んだ先生が、やる気さえあれば教育効果の高い先生になると思う。そこをうまく使えるような、定年前後で違う学校に配置して、新しい学校で新しい気持ちで仕事を出来るというように、いかに元気に仕事出来るかということが、定年前の教職員のモチベーションも含めて、非常に良い効果を生むのではないかと思う。
- 西村管理部長
おっしゃる通り、若い先生もやる気があって頑張っている先生が多いが、危機対応などを考えると、経験がないと難しいこともある。ベテランの先生から、そういった話をしてもらい、アドバイスをしてもらうのは、非常に大きいことである。その良さを活かしてもらいたい。そのため、それぞれの先生方に力を発揮していただける配置に努めていきたいという思いがあり、今回新たに項目をいれたものである。

〔原案どおり可決〕

(4) 閉会

教育長が閉会を宣告